

産業廃棄物処理施設設置許可証

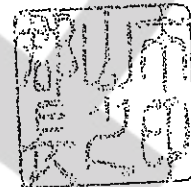
平成25年8月20日

住 所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地

氏 名 株式会社 柳田産業
代表取締役 柳田 栄喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

郡山市長 品川 萬里



許可の年月日	平成25年8月20日	許可番号	郡P第38号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：がれき類の破碎施設 〔コベルコ建機株式会社製 クラッシャ破碎機 KMC200型〕 産業廃棄物の種類：がれき類 (このうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類		
設置場所	福島県郡山市逢瀬町河内字栗生27番地15		
処理能力	400t/日(8時間)		
許可の条件	施設の維持管理にあつては、敷地外への汚水の流出や廃棄物が飛散・流出することの無いよう対策を講ずると共に、場内の清潔の保持に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ☐ 無 ☒		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年11月7日

住 所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地
氏 名 株式会社柳田産業
代表取締役 柳田 栄喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

郡山市長 品川 萬里

許可の年月日	平成29年11月7日	許可番号	郡P第52号
施設の種 類 及び 処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施 設 の 種 類 : 破碎施設 (日立建機株式会社製 自走式シュレッダ Landy Jaws HR1200S) 産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (特別管理産業廃棄物であるものを除き、これらのうち、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は付着物に限る。) 以上8品目		
設 置 場 所	福島県郡山市逢瀬町河内字栗生27番27		
処 理 能 力	廃プラスチック類 : 75.9t/日(8時間) 木くず : 74.6t/日(8時間) 繊維くず : 32.5t/日(8時間) 紙くず : 81.3t/日(8時間) ゴムくず : 112.8t/日(8時間)		
許 可 の 条 件	施設の維持管理にあつては、敷地外への汚水の流出や廃棄物が飛散・流出することの無いよう対策を講ずると共に、場内の清潔の保持に努めること。		
規則第11条第8項 の規定による許可証 の提出の有無	有 ・ 無		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成21年12月24日

住 所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地

氏 名 株式会社 柳田産業
代表取締役 柳田 栄喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

郡山市長 原 正夫



許可の年月日	平成21年12月24日	許可番号	郡P第32号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 破碎施設 〔 ウエノテックス株式会社製 一軸破碎機 UC-55 型 〕 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類 （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上6種類		
設置場所	福島県郡山市逢瀬町河内字栗生27番地15		
処理能力	産業廃棄物の種類ごとの処理能力については裏面記載のとおり		
許可の条件	施設の維持管理にあつては、敷地外への汚水の流出や廃棄物が飛散・流出することの無いよう対策を講ずると共に、場内の清潔の保持に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ☒ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年 2月22日

住 所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地

氏 名 株式会社柳田産業
代表取締役 柳田 栄喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

郡山市長 品川 萬里



許可の年月日	平成29年 2月22日	許可番号	郡 P 第 5 0 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類：木くずの破碎施設 〔 Peterson 社製 自走式木材破碎機 HC1410 型 〕 産業廃棄物の種類：木くず (このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類		
設置場所	福島県郡山市逢瀬町河内字栗生27番27		
処理能力	264t/日(8時間)		
許可の条件	施設の維持管理にあつては、敷地外への汚水の流出や廃棄物が飛散・流出することの無いよう対策を講ずると共に、場内の清潔の保持に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ☐ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		